

(平成26年10月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社から平成 19 年 7 月に賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された預金元帳により、申立人が申立期間においてA社から賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書から、当該同僚は申立期間において、賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の元役員は、「申立期間について、賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金元帳における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9087

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月1日から平成元年7月1日まで
私が、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、資格取得時の標準報酬月額より著しく低くなっている。同社に転職した当時、給与は上がっており下がった記憶は無い。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は12万6,000円と記録されている。

しかしながら、B社から提出された申立人の「昭和63年及び平成01年年間給与一覧」では、申立期間について、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該年間給与一覧に記載された報酬月額から算出される標準報酬月額も同額となることが確認できる。

また、企業年金連合会の申立人に係る中脱記録照会（回答）により、申立人の厚生年金基金における申立期間に係る標準報酬月額は26万円であることが確認でき、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間を除き厚生年金基金の記録は厚生年金保険の記録と一致している上、これらの記録はB社から提出された年間給与一覧に記載された報酬月額に基づく記録となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は26万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が

保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が、昭和 38 年 4 月 1 日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 16 日

私は、A社から申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けたことが認められる。

また、同僚が所持する賞与明細書により、当該同僚は申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。